

ミールカードお申込書

※ミールカードのお申込みには、生協への加入が必要です。

お問い合わせは 琉球大学生協

TEL : 098-895-2620 (代)

平日 9:00~17:00 ※営業時間は変更になる場合がございます。最新の営業時間はHPにてご確認ください。

2食しっかり利用したい方にオススメです

1食しっかり+軽食の方にオススメです

1食しっかり利用したい方へオススメです

ミールカード 1400

年額 **254,200円** 税込

1日限度額 **1,400円** まで

・自家製弁当、パンの利用OK。

ミールカード 1050

年額 **202,800円** 税込

1日限度額 **1,050円** まで

・自家製弁当、パンの利用OK。

ミールカード 700

年額 **111,000円** 税込

1日限度額 **700円** まで

・自家製弁当、パンの利用OK。
※700プランは8/9~9/30、2/7~3/31の期間はご利用できません。

※ミールカードの有効期間は、2025年4月1日から2026年3月31日です。※700プランは2025年2月6日まで利用可能です。

お申込み方法は簡単! この郵便払込用紙で、お近くの郵便局からお振込みいただくだけです。(本人確認書類必要)

お申込み締め切り			
総合型選抜 I 学校推薦型選抜 I 合格の方	総合型選抜 II 学校推薦型選抜 II 合格の方	前期合格の方	後期合格の方
1月25日(土)	2月23日(日)	3月19日(水)	3月28日(金)

<在校生・教職員の方> お申込み締め切りについて

※在校生・教職員の方の申込方法は別紙案内をご覧ください。
お申込み締め切りは3月24日(月)です。
期日を過ぎてしまった場合は098-895-2620までお電話ください。
※生協未加入の方は生協の加入手続きが必要です。2月末までに生協中央店(本部)にお越しください。

下記の払込取扱票を記入し、お近くの郵便局から払い込みください。(本人確認書類必要) 金額も忘れずに記入ください。

※受領証は払込みの証拠になるため、大切に保管してください。

利用方法

食堂レジで『大学生協アプリ(公式)』
または組合員証カードをかざして決済できます

生協加入手続き後、学生本人のメールアドレスに
『【重要】大学生協ご加入に伴う組合員番号のお知らせ
と「アプリ登録」のお願い』というメールが届きます
ので、案内に従い利用開始日までに**お子様のスマートフォン**でアプリ登録をお済ませください。

※ミールカードは利用開始日以降、生協電子マネーは3月以降に
申込順で順次表示されるようになります。

個人情報の取り扱いに関する事項 琉球大学生協は、生協加入や生協のご利用に際して組合員の方から収集した個人情報について、店舗・食堂事業や利用事業等の健全な運営や商品・サービスの紹介等のために利用することがあります。また、ミールカードを申込の方については、契約の締結及び維持管理・支払い等のために契約者から収集した個人情報を生協の食堂事業等の健全な運営や、商品・サービスの紹介等のために利用することがあります。

払込取扱票

00	福岡	口座記号番号										金額	千	百	十	万	千	百	十	円									
		017704										17319																	
加入者名		琉球大学生協 加入事務センター																		料金	備考								
ご依頼人・通信欄	※加入者(本人)	学部	学科	学年	新	年生	私は、ICカード利用規則及び個人情報の保護方針に同意した上、以下のプランの申し込みをいたします。 ※申し込みするプランの□に✓を記入してください															備考							
	ふりがな																			□ミールカード1400プラン 254,200円									
	氏名	(姓) (名)																		□ミールカード1050プラン 202,800円									
	住所	〒																		□ミールカード700プラン 111,000円									
※払込人(扶養者)	ふりがな																			日 附 印									
おなまえ	(姓) (名)																												
おところ	〒																												
ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。(承認番号福第13886号)																													
これより下部には何も記入しないでください。																													

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	017704										17319									
加入者名	琉球大学生協 加入事務センター																			
金額	※																			
ご依頼人	※払込人おなまえ(扶養者氏名) 様																			
料金額	※加入者氏名(学生) 様																			
備考	(消費税込) 日 附 印																			
この受領証は、大切に保管してください。																				

各欄の※印欄は、ご依頼人において記載してください。

切り取らなご出さなご。

ご確認の上、お申し込みください。

ご 注 意

- 自家製弁当とパン以外の、菓子、ドリンク、書籍、文具等をミールカードで利用することはできません。※200円以上の食事と同時利用の場合はドリンクもご利用いただけます。

- **ミールカードはご本人利用限定で、他人への貸し借りや、他人の分の購入はできません。**
禁止行為が判明した際は、1週間以上の利用停止措置をとらせていただきます。

- 紛失・盗難などの際は、届け出ていただければ所定の手続きを経て再発行します。
- 琉球大学内の生協（中央食堂、中央店、北食堂、北ショップ）以外ではミールカードは利用できません。
- 中途退学、休学、留学、傷病等による長期入院などの理由の場合は既に利用した金額を差し引いた残額を返金いたします。これ以外の中途解約の場合は1.5ヵ月相当分の違約金を差し引いて返金します。（詳細は、ICカード利用規則をご覧ください）

ミールカードの利用約款（抜粋）

ICカード利用約款より抜粋

全文は琉球大学生協のホームページに記載しています。

第3節 ミールカードの利用

（ミールカードの定義）

第18条 組合員は、生協が指定した方法で申し込み、支払手続きをすることによって、生協が指定したICカード等によりミールカードの機能を使用することが出来ることとし、利用組合員をミールカード利用組合員という。

2 ミールカード利用組合員は、ICカード等での認証によりミールカードの機能を利用することで、生協が指定した期間、かつ生協が指定した食堂等の店舗（以下、指定食堂等という）、かつ生協が指定した営業日・営業時間および指定した1日あたり限度額の範囲内で、生協の指定する食事等のサービス・商品（以下、食事等という。）を利用することができることとします。このような利用を電子マネー利用と区別してミールカード利用といいます。

（ミールカードの形態・利用ルール等）

第19条 ミールカード利用組合員は、ミールカード利用の対象期間に対応する生協が指定した金額（以下、ミールカード代金という）を、現金による支払いもしくは生協が指定する方法での金融機関等を使った支払手続きをすることにより、ミールカード利用ができるものとします。

2 生協は、ミールカードの設定形態、限度額、などの運用ルールに関して、別途「告知事項」・「同意事項」を通知するものとします。

3 ミールカード利用は、ミールカード利用組合員本人による利用の場合に限定し、ICカード等の他人への貸与による利用、もしくは他人に供与する目的での購入についての利用は出来ないこととします。

（ICカードの紛失・汚損等によるミールカードの処理）

第20条 ICカードの汚損により、ミールカード機能の読み取りができなくなった場合、またはICカード記載内容変更により再発行を受ける場合は、ミールカード利用組合員は本約款第5条にいう再発行の届出を行うものとします。

2 ミールカード利用組合員がICカードを紛失し、または盗難にあった場合は、本約款第4条及び第5条にいう届出を行うものとします。紛失にはカード読み取り機のトラブルにより、利用が出来なくなったときを含むこととします。

（返品・返金の禁止）

第21条 ミールカードで購入した食事等の商品についての返品及びミールカード代金の返金は、レジ操作ミスなど生協の過失による場合ならびに本約款第22条による場合のほかは、受け付けられないものとします。

（ミールカード解約の場合の返金）

第22条 ミールカード利用組合員が、ミールカード利用期間中において解約する場合は、以下の定めによることとします。

- (1) 中途退学、休学、留学、傷病等による長期入院などの理由によって1ヶ月を超える長期にわたり大学への通学ができなくなった場合、もしくは生協が認めた場合においては、生協は、組合員からの事前もしくは事後1年間以内の生協所定の手続きによる申し出を受けて、ミールカード代金からミールカード利用累計額を差し引いた残額を返金することとします。ここで言う事後とは、大学への通学ができなくなった時、もしくは生協が認めた時を基準とします。
- (2) (1)号による場合も、ミールカード利用累計額がミールカード代金を超えた場合、返金はしないこととします。
- (3) (1)号の理由による返金以外の中途解約の場合は、(1)号の返金額から、月割りで算出した1.5ヶ月分の金額を違約金として差し引いた金額を返金するものとします。ただし、返金額が月割りで算出した1.5ヵ月分に満たない場合、返金はないものとします。
- (4) (1)号による返金はミールカード利用組合員が、親権に服する子である場合は、親権者の了解を事前にとることを条件とします。

（ご注意）

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・払込みの際、法令等に基づき、運転免許証等、顔写真付きの公的証明書類のご提示をお願いする場合があります。
- ・この用紙による、払込料金は、ご依頼人様が負担することとなります。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙

課税相当額以上
貼 付

印

この場所には、何も記載しないでください。